

## ⇨ 用途変更のための壁の塗り替え費用

**Q** : 当社では、事務所が手狭になってきたため、これまで倉庫としていた当社所有の建物の壁をきれいに塗り直して、事務所として使うことにしました。その際、改装費用として50万円を支払いましたが、この費用は修繕費になりますか。

**A** : 資本的支出、すなわち固定資産の取得価額に算入すべき支出となります。

### 【解説】

税法では、固定資産の修理や改良などに要した費用のうち、その固定資産の価値を高めたり、耐久性を増すこととなるものについては、資本的支出として固定資産の取得価額に算入し、減価償却を行うこととされています。

ここでいう資本的支出とは、たとえば、建物に非常階段を取り付けるといった物を付加する費用や、用途変更のために行う模様替えのような改造又は改装に直接要した費用などをいいます。こうした費用は、原則として固定資産の取得価額に算入しなければならないのですが、その支出額が20万円に満たない場合や、修理又は改良などがおおむね3年以内の周期で行われることが明らかな場合には、修繕費として損金に算入することが認められています。

ご質問の改装費用は、用途変更のための費用で、金額が20万円以上であり、3年以内の周期で行うようなものでもありませんので、修繕費ではなく資本的支出となります。

